官民競争入札等監理委員会第190回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第190回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時:平成29年3月22日(水) 9:56~11:24

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 実施要項(案)について
 - ○国家石油備蓄基地操業委託事業
 - ○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務
- 3. 第55回施設・研修等分科会 審議結果について
- 4. 第12回業務フロー・コスト分析・情報開示に関するWG 審議結果について
- 5. 官民競争入札等監理委員会・あり方の検討に関するWG 最終報告について
- 6. 公共サービス改革基本方針(素案)について【非公開】
- 7. 閉 会

〇稲生委員長 おはようございます。定刻となりましたので、第190回官民競争入札等監理 委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2から6まで御議論いただきたいと存じます。このうち、6につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思います。

それでは、議事次第2の実施要項(案)について、2件の御審議をいただきたいと思います。実施要項(案)については、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、国家石油備蓄基地操業委託、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査 業務につきまして、尾花主査様より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いい たします。

○尾花委員 御報告いたします。1件目、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ——JOGMECと称されているようですが、それによります国家石油備蓄基地操業に係る業務委託についての実施要項(案)について審議しましたので、御報告いたします。

資料1-1の縦1の事業の概要ですが、こちらは新規の事業でございます。期間は平成29年10月から5年6カ月をめどに行われる予定にしております。事業の概要についてここに記載されているのは、石油備蓄法により定められた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理を行うために必要な国家石油備蓄基地の操業を委託するものです。詳しくは、参考資料1、委員限り、横長のカラーの資料をごらんください。

冒頭に、日本の石油備蓄とJOGMECの備蓄事業と記載されているのですが、まず、石油備蓄というのがこの法律によって義務づけられておりまして、そのうち国家備蓄というのがございます。緑の四角の部分です。さらにそれを国家備蓄基地という10基地において、その70%を行うという事業を民間委託するものです。10基地というのは、地上4カ所、地中1カ所、地下3カ所、洋上2カ所、全10基地になっております。こちらは、右側の下のほうですが、JOGMECが統合管理しておりまして、そのうちの赤字部分、国家石油備蓄基地施設維持管理というのを外部に委託しようというのが今回の業務でございます。こちらの内容を拝見いたしますと、日本各所に分布しております基地全体を民間事業者に管理いただくという、非常に大きな、壮大な、各種の業務を含んだ事業でございました。

資料1-1にお戻りください。1. 事業の概要ですが、丸が4つございます。運転業務は原油の受入・払出、原油の品質管理、緊急放出訓練等。2番目が施設管理業務。この全体の保全計画を策定し、施設工事をし、施設工事の検収等をする業務。3番目が安全防災・環境保全業務。陸上・海上警備防災をしたり、防災訓練をしたり、環境保全をしたり、気象観測をしたりする業務でございます。4番目がその他業務。中期計画作成支援、資料館運営、住宅管理、業務車両運行等、多種にわたる業務です。この業務につきまして、JOGMECさんのほうでかなり工夫をしていただいております。

この工夫の前に、現状の状況をお知らせしたいと思います。参考資料2、委員限り、複

数ページにわたる競争の推移というのが書かれたものがございますが、各基地において1 者入札が続いております。例えば1ページ目、福井国家石油備蓄基地については福井石油 備蓄株式会社。おめくりいただきまして、2番目の苫小牧については、苫東石油備蓄株式 会社。3ページ目のむつ小川原に関しても、むつ小川原石油備蓄株式会社という感じで、 1者応札が続いております。

そこで実施府省——JOGMECさんのほうで工夫をいただいているんですが、資料 1-1、縦 2の入札資格で行きますと、共同体による参加を可能にしていただいたり、(2)のスケジュールの見直しで行きますと、入札公告、入札説明会を 3 カ月前倒ししていただいたり、企画書作成期間を 1 カ月延長して 2 カ月前倒しする、業務引き継ぎ期間の確保を 2 カ月から 3 カ月にすると、余裕を持ったスケジュールにしていただいております。

また、非常に大きな、各種にわたる業務であることから、各業務の内容、仕様の明確化ということもしていただいており、白丸1個目は情報開示の徹底ということで、現行事業者によって再委託していた業務について、さらに情報公開していただいたり、機構が定めるとして記載がなかった部分も情報を開示していただいたり、また、民間事業者の創意工夫を生かす観点から、代替提案を許容すると明示していただいたりしております。

おめくりいただいて、(4)ですが、落札者の決定方法では、総合評価方式をとっていた だいております。

次の入札対象経費の整理というのは、非常に工夫いただいた点だと思うのですが、参考資料3、委員限りというのをごらんください。国家石油備蓄事業の経費削減ターゲットの明確化ということで、これは非常におもしろい試みだと思いました。この施設を運営するには、上から申しまして、紫色のところの間接経費、モスグリーンの人件費、管理業務費というのもございますが、そのほかに、下の部分、定期的な建物とほかの設備の保守・工事費、あとは不定期な保守・工事費という非常に大きなものが占めておりました。左側の矢印をごらんいただくと、前回までの入札対象というのは、間接経費、人件費、管理業務費、定期的な保守・工事費までを入札対象としていたのですが、実施府省さんの考えでは、そもそも定期的な保守・工事費というのは外注に出し、そこの部分についてはもう入札を行って経費の削減を一定程度達成できているので、そこの部分は外して、非常に削減の難しい、紫とモスグリーンの部分——間接経費、人件費、管理業務費の部分だけを入札対象経費として競争いただこうと。それで経費削減ターゲットを明確化して、また明確化しようという試みをしてくださっております。

この参考資料3の(2)のポイントで、対象経費の範囲を絞り込むことにより入札額の 積算作業を大幅に軽減されるだろう、さらに、将来入札を行った上で決まる定期的な保守・ 工事費の入札額の上下に伴う変動リスクを業者さんが抱え込まなくて済むだろう、応札額 が低下することから応札への心理的抵抗感が低減するのではないかといったものを狙って みたいというJOGMECさんの御希望で、委員会としては、おもしろい試みだなと思い まして、承認させていただいた次第です。こちらが本件の注目すべき試みだと考えており ます。

さらにもう1回お戻りいただいて、資料1-1の2ページ目の落札者の決定方法に基づきますが、3番目の丸、各評価基準に対する評価尺度及び配点の明確化等をしていただいております。

3. 実施要項(案)の審議結果についてでございますが、各委員から実施要項(案)の記載の整理等について意見が述べられましたが、十分に御説明いただき、適宜修正をして終わっております。一番大きく議論されたのは、やはり非常に大きな、各種の業務を1者に依頼することから、これは切り分けができるのかとか、官がやるべきではないかとか、分割発注することによって何かもう少し競争性が高められるのではないかという意見を申し述べさせていただきましたが、やはりこの業務の特殊性、つまり、都会から離れた非常に孤立した広大な場所で石油を管理するというのは、まとめてやっていただいたほうが効率もいいし、安全性も高まるという御意見をいただいて、納得した次第です。

4番目、パブリックコメントの対応ですが、2者から計3件の意見が提出されて、1件の意見を実施要項に反映したということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○稲生委員長 ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。
- ○川島委員 よろしいですか。
- ○稲生委員長 お願いします。
- ○川島委員 どうも御説明ありがとうございました。参考資料2の委員限りというものの中で、1者応札に対して、説明会には複数者が参加したという例が幾つかあります。入札不参加に対するヒアリング状況結果のところで、幾つか「従業員確保が困難」というのがありまして、今回の見直しに当たって、その辺のところに何らかの工夫、考慮をされた点があれば教えていただきたいと思います。以上です。
- ○稲生委員長 これは事務局からどうでしょうか。
- ○事務局 事務局より回答申し上げます。ヒアリング意見をもとにどのあたりを改善したかですが、資料1-1でいいますと、例えば共同体の入札参加を可能にしたとかいうところについては改善いただいたのかなと考えております。

特に従業員の確保が難しいという部分がヒアリングであったものですので、JOGME Cのほうでそのような対応をしていただいたと考えております。

- ○川島委員 ありがとうございました。
- ○稲生委員長 どうぞ。
- ○石堂委員 御説明ありがとうございました。ちょっと意外な感じを受けたのが、石油備蓄ということで、ある意味では非常に安全に注意しなければならない業務だと思うんですけれども、資料1-1で「有資格事業者の掘り起こし」という表現があるんですが、実施

要項を見たところでは、物品の製造・販売に係る一般競争の入札参加資格ということで、 石油を取り扱うことについて特段の資格というのは特に必要がないんですか。

○事務局 回答させていただきます。資格については規定がございまして、実施要項の30 /180ページにございます。こちらの3ポツ、入札参加資格に関する事項ということで記載がございまして、特に(10)のところ、入札公告の日までの連続する3年間、次の全てに該当する石油貯蔵施設の運転、施設管理及び安全防災に関する業務について実績を有する者と記載をしておりまして、実際には三十数社程度、この事業を受けることができる会社があると聞いております。

○石堂委員 聞きたかったのは、ここの(10)にあるような業務をそもそも始めるについて、資格が要るのかということを聞きたかったんです。誰にでも始められて、石油を扱う 実績さえ積んでいればいいということなのか。大規模に石油を扱うことそのものについて、 何か資格を必要とするのか関心があるんですけれども。

○事務局 済みません、お答えいたします。具体的には、(10)の①のところで、石油コンビナート等災害防止法という法律がございます。こちらの法律で、石油を扱う人はこういう人じゃないとだめだよというところをたくさん書いてございますので、正確にはこれを踏襲することによって、こっちの法律で規定している要件を孫引きするといいますか、そういうふうにカバーするという解釈でございます。

〇石堂委員 そうすると、資料1-1で言っている「有資格事業者の掘り起こし」というのは、先ほどのお答えの三十数社の中で、この業務にまだ関心を向けていない業者がいるから、それを掘り起こすんだという理解ですか。

- ○事務局 おっしゃるとおりでございます。
- ○石堂委員 わかりました。
- ○稲生委員長 ほかにいかがでしょうか。お願いします。
- ○稲葉委員 今の御質問に関連してなんですけれども、確かにこの原油備蓄というと国家 的な大事な事業のように見えますけれども、やっていること自体は、タンクをつくってそ の中に原油を備蓄するというか、蓄えるというのがオペレーションのかたまりですよね。

だから、いろんな企業がその種の技術を持っていると思われるんですけれども、過去応 札し、かつ落札した事業実施者の名前を見ると、全て、何とか石油備蓄株式会社。全部が そうなっているんですよね、全部が。これは何となく違和感を覚えません?

つまり、こういう事業に向けてつくられた会社なんですかね。あるいは、この会社はそれ以外やっていないんですかね。また、そういう企業じゃないとこの種の事業はできないような、そういう応札をお願いしているということになっているんでしょうか。何となく、この1者応札の企業の名前を見ていると、何というか、競争というよりは不自然さを感じるんですが、この点はいかがでしょうか。

○事務局 お答えいたします。御質問は2つあったかと思います。1つ目が、これまで受注した何とか石油会社という会社がこの事業しかやっていなかったのかというところと、

あと競争性をほんとうに改善できるのかという2点かと思います。

1点目につきましてはおっしゃるとおりでございまして、この石油備蓄株式会社というのは、この基地を管理するための会社という理解をしております。じゃ、競争性をどうするかというところでございますけれども、これまでも、今回共同体を認めたというところもありますし、あと(10)のところで、石油の容量ですかね、②で10万キロリットル以上の施設というのがあるかと思います。これは一体何かといいますと、よく海沿いに丸い石油タンクがあると思いますけれども、あれを1個でも管理したことがあれば誰でもいいという形に、最大限緩めております。

これが何を意味するかといいますと、今まではもっと規模を大きくしていたんですが、 1個でも管理したのでいいよとなりますと、例えば火力発電所でありますとか、ガス会社 さんでありますとか、そういったものを使っているところであれば参加し得るというとこ ろでございます。

おっしゃるとおり、これまでは石油何とか会社が落としていましたけれども、前回そういうふうに要件を小さくしたというところと、今回は共同体を認めたというところがありまして、何か新しい会社、例えば電力会社さんであるとかガス関連会社さんであるとか、そういうところも入ってくることができないかなという考えで要件を緩めたということでございます。

- ○稲葉委員 そうすると、もしこの地域ごとにできている何とか備蓄株式会社がこれを落とせなかった場合は、この会社はやることがなくなっちゃうわけ?
- ○事務局 おっしゃるとおりです。
- ○稲葉委員 ということは、落ちることを前提に会社を設立したわけ?
- ○事務局 そこは、当然生き残りをかけて戦うとは思いますけれども、おっしゃるとおり、 勝負に負けてしまえば、主な業務は失われることになると思います。
- ○石堂委員 いいですか。今の関連ですけれども、10万キロリットルに落としたことでい ろんな会社が入ってくれるといっても、それは先ほど私が質問した、石油コンビナート業 災害防止法の事業所でなければならないという縛りはやっぱりあるわけですか。

それとも、共同体を組むときに、先ほど言った30者のどれかが中心企業になって、それ 以外はこの資格がなくても参加できるという構図なんですか。

- ○事務局 そもそも、この基地というのが石油タンクの会社の、タンクの管理以外にも、 警備とかありますので、警備の人に、あなたは石油を管理したことがありますかというの は不毛な話ですので、そこは求めないと思っております。
- ○石堂委員 わかりました。
- ○稲生委員長 ほかにいかがでしょうか。金額が大きいということと、いろいろ、機構さんなりに工夫がされているということが伺われる案件ではないかと思います。よろしいでしょうか。どうぞ。
- ○野口委員 済みません、私、全くこの分野は専門外でよくわかっていないので、私が誤

解しているのかもしれませんけれども、参考資料3で、入札の上限を間接経費と人件費、管理業務費に特定されたと。定期的な保守・工事費等については競争入札を既にやっているので、そこを分離したということなんですが、例えば、定期的な保守・工事の内容というのは管理業務に非常に関係してくると思うんです。つまり、定期的な保守・工事の内容を知らないと、熟知していないと、管理上の安全性は保たれないと思うんですが、この辺の、もし業者が違った場合のコミュニケーションといいますか、そういうところはどういうふうに担保されるというか。全くそれが筋違いの質問であるのかもしれませんけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○事務局 お答えいたしますと、基本的に工事の保守につきましても、石油備蓄基地の受託会社が工事を発注しているという形になりますので、事実上再委託みたいなイメージを持っていただければいいかと思うんですけれども、そういう形になりますので、基本的にその工事につきましても、研究業務とかもやることになっておりますので、コントロールはできているのかなと考えております。

○稲生委員長 ほかにいかがでしょうか。今の御質問は、例えば127/180のところを見ると、かなり細かい切り分けがなされているということで、これは合理的な、保守業務等とうまく切り分けて業務の分担を決めているということでよろしいわけですよね。よろしいでしょうか。

2件説明いただいてから御議論いただいたほうがよかったかもしれないんですが、とり あえず1件目ということで、この案件自体は終わりにさせていただきたいと思います。

それでは、もう1件ございまして、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務でございますが、引き続いて尾花主査様より御説明をお願いしたいと思います。

○尾花委員 環境省/東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査事業について、この 実施要項(案)を審議したので報告いたします。資料2-1をごらんください。事業概要 について御説明いたします。

こちらは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、津波等の被害に遭った地域における海洋の汚染状況を継時的に把握することにより、住民の不安を解消したり、風評被害を解消したりするための事業でございます。

事業概要については、参考資料、委員限り、カラーの横長の資料をごらんください。左側が事業概要でございます。先ほど申しあげたように、震災に起因する油等の流出、福島第一原子力発電所から放出された放射性物質による海洋環境の汚染状況を把握するという事業でございます。右側の図をごらんください。この赤丸の視点が調査測点でございます。分析項目といたしましては、左側の2ポツですが、化学物質調査、放射性物質調査を行うというものでございます。

資料2-1にお戻りください。1ポツですが、2番目の丸、事業の内容は、調査計画案の立案、調査の実施・分析・結果解析及び取りまとめ、公表資料の作成、検討会の開催等を行うものです。こちらについて、実施府省さんのほうからいろいろ取り組みを行ってい

ただいております。

2ポツをごらんください。事業の複数年化、共同事業体の許容、情報開示の充実。一通 りいろいろな試みをしていただいており、小委員会でも内容について確認させていただい ております。

3番目、実施要項(案)の審議結果ですが、やはりこの案件自体は、1者応札は継続しており、平成28年に2者応札にはなっているんですが、やはり競争性の確保が課題でしたので、関係団体への周知を図ることをお願いするようにしています。その他、実施要項(案)で不明確な点をもう少し明確にしていただくことのほか、3番目の丸ですが、情報の開示について、例えば、検討委員会のメンバーと従来の実施状況について情報を開示するようにお願いしたり等いたしました。

パブリックコメントをいたしまして、2者から10件の意見がありましたが、適宜修正を 行って終了しております。

以上、御審議をお願いいたします。

○稲生委員長 ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容について、 御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう か。

○尾花委員 追加の説明ですが、以前も当委員会で類似の海洋の調査の業務をしていて、 測定地点についてどのように切り分けているんですかみたいなものも小委員会で問題にな りましたところ、モニタリング総合計画というのがございまして、それに基づいて被災影 響海域の部分とそれ以外の部分を切り分けてやっておりますので、重複することはないよ うでした。

それから委員会では、具体的には、非常に難しい業務をお願いしていて、官が引き取るべきものはないですかというお話もしたんですが、実際のところ伺ってみますと、業者さんのほうが専門的な知識を持って、非常に先進的な技術でこういう業務をやれる業者さんが複数頭の中にあって、そちらの方にお任せして競争していただくほうがよほど費用対効果でいいものができるという印象を持っておられるというのを委員会のほうで聞いております。

以上、補足説明いたしました。

○稲生委員長 ありがとうございます。過去にも、日本エヌ・ユー・エスさんとか環境総合テクノスさんとか海洋エンジとか何社か出てきて入れかわっているようなところもあるわけですね。

御質問、いかがでしょうか。

- ○梅木委員 よろしいですか。
- ○稲生委員長 お願いします。
- 〇梅木委員 御説明ありがとうございます。こちらの平成25年から28年度までの応札の状況を見てみますと、事業の実施者やそれ以外の応札で出てくる企業名というのは限られた

名前かなと思います。日本エヌ・ユー・エス、海洋エンジニアリング、開発とかという。 なので、繰り返しなんですけれども、ここに名前が出てきている会社しかできないような 特殊な業務というわけではなくて、それ以外にも調査が実施できるような会社があるのか という点をもう一度確認させていただきたいのが1つです。

あと、この表で見たときに、一番下の欄で、入札不参加に対するヒアリングの実施にコメントがないようなんですが、説明会に2者であったり4者参加している時期もあるようなんですけれども、そこがどうして応札しなかったのかというあたりは、何かこちらのほうで調査をされているのかどうか。その2点についてお願いいたします。

- ○稲生委員長 事務局からお願いします。
- ○事務局 お答えいたします。2点質問があったかと思います。

まず、どのような会社が受注し得るかというところでありますけれども、海洋調査を専門にする業界というのがあるようでございまして、海底の改質でありますとか、あと、海底の地図をつくる、もしくは海底の線を引くという海底専門の会社の業界があるようでございます。協会自体には30、40ぐらい会社が入っているんですけれども、この前、小委員会で環境省に聞いたところですと、これを実施し得るのは10社ぐらいかというお話があったという記憶がございます。

2点目のヒアリングの状況でございますけれども、済みません、こちらはこれまで不実施だったということでありまして、今回無記載となっております。以上でございます。

- ○梅木委員 ありがとうございます。
- ○稲生委員長 よろしいでしょうか。お願いします。
- 〇井熊委員長代理 初めのほうの案件の話でもよろしいですか。先ほど、これはどういう 業者さんが受注をするのかということで話を聞くと、石油業界さんが共同で設立された会 社で、それは国の政策に協力するために業界が協力して会社をつくったということで、善 意でつくられた会社なわけです。

ただ、そういう会社がやっている以上、親会社がそれに競争を吹っかけることはほとんど、ほかの会社との関係上あり得ないかなと思っていますし、あとは、そういう1つの業界が共同で立ち上げた事業者に対して、他業界の、例えば電力会社等が競争を挑むかというのもなかなか勇気の要る話だと。

そういう話になってくると、我々は入札がちゃんと行われているかどうかということに対してコメントを申し上げるわけですが、それの限界がどこかで来たところで、やっぱりそういうところで競争が成り立たないんだとなったら、僕は方法は2つかなと思うんですけれども、1つは共同出資した会社が会社を解散して、一緒に競争しましょうとみんなで言うか、今の会社を前提に効率化を図るかとなっていくわけです。入札という手段が通じなかったときにどうするんだということを、最終的にはお聞きしていくような形にしたほうがいいのかなと思います。

○稲葉委員 最初の案件で、私は了解とは申し上げていないんです。これはやっぱりおか

しいですよね。ここの委員会でもおかしいということははっきり指摘すべきだと私は思います。

実は知らなかったんです。こういう会社が、このために設立されて、それで入札に応じてくる。それがもし仮に、何か特定の、石油の元売会社なんかが子会社をつくって、こうやって応札させるということであれば、私は元売、親会社のほうまで含めて競争性を発揮できるような入札システムを考えればいいなとちょっと思っております。

そういうことを提言するような審議、答申案にすればいいかなと今ほど思ったんですけれども、井熊さんの今のお話だと、何と、業界全体で会社をつくって応札しているということだとすると、そこでは今言ったようなやり方では競争性は確保できないわけです。要するに、言葉は悪いですけれども、業界が談合して会社をつくり、事実上1者応札で落としているということですから、それじゃ競争も何もない。そういうことを認めるようなこの事業のやり方自体がやっぱり問題だと。

ここで幾ら競争入札を入れても、国費を節約するとかいうことにつながらないという結 論にすべきじゃないですか。

○井熊委員長代理 ちょっといいですか。議論を再燃させてしまってあれですが、僕はこの経緯から言って、資源のない日本が石油を備蓄するという政策に対して、業界が協力してこういう会社をつくったということであるので、事の経緯というのは基本的には、政策を業界が支援しようという善意の気持ちから始まっているという部分はあると思うんです。

ですから、そういうことを前提に、でもやっぱり競争が成り立たないんだったら、ほかの方法を考えたほうがよろしいんじゃないですかというぐらいのことでいいと思うんですけれども、そこのところは、経緯も踏まえて指摘をするべきかなと思います。

- ○稲生委員長 ちなみに、先ほどの参考資料3のところで、今回の入札対象経費ということで絞ってきてはいるわけなんだけれども、それ以外の部分、つまり定期的な保守・工事、 それから不定期な保守・工事で競争入札を実施してコストダウンという言い方はしているんですが、これは複数応札しているということなんでしょうか。
- ○事務局 はい、そのように聞いております。
- ○稲生委員長 そうすると、もともとあった100のうちの3割部分が、ある意味では業界が 設立したであろう備蓄会社で、1者で担われているということになっているんですね。ほ かのところはいろんな会社が入っているということですね。
- ○浅羽委員 よろしいですか。私は、この案件を審議したCグループで議論した者です。 事実上ということであれば、井熊先生がおっしゃったように、業界を挙げてつくったというものではあるんですけれども、少なくとも、形式的には業界がつくったのではなくて、それぞれの会社、それぞれが石油の元請会社、一番多いのはJXグループさんでしたけれども、JXグループがJXグループの子会社としてつくっている、あるいは、むつでしたら陸奥の、地元の自治体とかの出資を受けて、ほかのものとやる。そのほかに幾つか石油の元請会社があるので、それらが幾つかそれぞれつくっているんです。

ただ、私たちも当然いろいろと問題視しておりまして、業界全体で事実上つくっているものだけど、形式的には別々でつくっているから、別の親会社があるので、親会社同士で競うことはできるでしょうねと。そういう競争性は発揮できるのではないか。ただ、もう少し詳しく見ていきますと、中には、本社の住所が全く同じ企業があるんです。全部じゃないですよ、もちろん。例えば、今申し上げたJXグループの中には、どれだかちょっと記憶で申しわけないんですけれども、A備蓄基地とB備蓄基地の親会社がともにJXだと。その両方の本社が、東京のどこかの同じビルの中にあるというケースもあると。例えばこの両者が形式的に札を入れたとしたとして、競争性が働いたと果たして言えるのであろうか。あるいは、そういうことを指導されてしまうと、2者ですよと言って、要はごまかしですよね、みたいなことはないのかという議論もいたしました。

さすがにそれに関しましては、そういうことはさせませんという回答はいただきましたが、競争性がそれで確保できるのかということに関して言えば、私たちもそれは、相当厳しいだろうなと正直思いました。ただ、発注主体が、今回に関してはきちんと競争性を発揮させるようにいろいろと努力しますというか、呼びかけますと。要は、別の親会社のところに声をかけたりしますということはおっしゃっていましたので、先を見通すと厳しいだろうなと思いつつも、とりあえず今回はこれで行くしかないのかなといった印象は持ちました。これはグループ全体での印象というよりは、参加した一員としての印象でございます。

○石堂委員 さっき稲葉委員がおっしゃったように、その目的のためにつくられたらしき株式会社、いわば財団がずっとそれをやってきている。それで、中身を見ていくと、その財団なり株式会社がやっている業務の過半がその業務だというのは、形式的に競争入札のスタイルはとっていても、そこがとれるということが決まっているだろうと。そうでなきゃ、おそろしくてやれないはずだ、とたびたび言っているんです。

今回もそれに似たように見えるんです。ここの場でどうこうということじゃないんでしょうけれども、政策的にこの備蓄会社という体制がいいのかということをどこかで議論していただくことになるのではないかという感じを受けます。

- ○稲葉委員 1つ安心しまして、業界まるごとでセットアップした企業が応札しているということではどうもない。
- ○事務局 はい。少なくとも形式的には。
- ○稲葉委員 形式的には少なくとも、元請がどうも主導してつくった会社だと。同じ業態に属しているから競争性がないということはないと思うんです。同じ業態の中でも競争して収益競争をやっているわけですから。多分、その親会社同士を競わせるような工夫を、今おっしゃったような何らかの形で導入できれば、今のような枠組みの中でも、ある種競争性を発揮できるような工夫ができるかもしれないので、そういうことを追求しますということであれば、そこを前提に、よろしいんじゃないかと言うこともできますが、やっぱり石堂さんがおっしゃったように、そもそもどういう形でこの備蓄会社が設立されている

のか、その性格というのはこれでいいのかという議論もあわせてしていただくことを前提 に了解ということにすべきじゃないかなと思います。

それでなければ、これは典型的な入札逃れのやり方で、競争入札監理委員会としても、 最も注意しなきゃいけない案件だと思います。

○稲生委員長 御議論ありがとうございました。いろいろ、稲葉委員、石堂委員はじめ、 貴重な御意見をいただいてございます。いずれにしましても、きちんと競争を働かせるな ら働くような枠組みで、きちんと競争が働くような形、それを根本的に組織のあり方も含 めて今後、もし仮に今回うまく行かなければ、つまり、競争がまた働かなければというこ とになりますが、そういった議論も含めて御検討を機構にはお願いしたいと申し添えた上 で、異存なしということでいかがでしょうか。

来年度以降もこの委員会でまたその動向をしっかりウオッチしていくということで、今回は異論なしということにしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○稲生委員長 それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、附議された実施要項(案)については、監理委員会としては異存はない。ただし、今後も先方には御検討いただくということで、今回は終わりにしたいと存じます。

続きまして、議事次第3の第55回施設・研修等分科会審議結果についてです。それでは、 審議結果につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○清水谷企画官 それでは、御説明いたします。右上に資料3と書きました1枚紙がございますので、それをごらんください。

昨年12月の監理委員会におきましてヒアリングを実施するとされました2つの事業につきまして、去る2月8日の施設・研修等分科会でヒアリングを行いましたので、その概要を御説明いたします。

まず、1つ目の案件でありますけれども、Iと書いてあるところですが、放送大学学園スタジオにおけるテレビ番組等政策技術業務及び設備保守管理業務ということであります。これは、簡単に申し上げますと、放送大学のこのスタジオで年間1,000本ぐらいの番組を収録する作業であります。1のヒアリングの内容等で、放送大学学園より自主的な取り組みとか民間競争入札になじまないと考える理由についていろいろ説明がございましたけれども、委員のほうから下の4つぐらい、大きな意見がございました。

(1) を見ていただきますと、現在公告中の次期調達につきましては、これまで実績として求めておりました、公共機関において同様の契約を元請したということでありますけれども、同様の契約とは何を求めているかがはっきりしないのではないかという点。

それから、(2)番組等の制作と設備等の保守管理の分割が不可能であると述べられていますけれども、それに十分な理由があるのかどうか。番組等の制作を分割するなど検討の余地があるのではないかという点。

それから、(3)でありますけれども、現行事業者以外の事業者が事業の内容等について イメージできるように、これまでの収録の実績等を開示すべきではないか。

(4) 予定価格の作成に関しまして、現行事業者からしか見積もりを徴集していないということでありましたけれども、ほかに実施可能と思われる業者、例えば民放とかの業者でありますが、番組制作会社存在している等の前提で一般競争入札を行っているのであれば、そのような業者を把握し、広くそちらからも徴集すべきではないかという御意見がございました。

2のヒアリングを受けた事業主体の対応といたしましては、御指摘のあった点に関しま して、改善を検討していくということでありましたけれども、民間競争入札の導入の意向 は示されませんでした。

3の結論で、今後、入札公告の前倒し、実は26年度は14日間でありますとか、28年度は27、もう少し伸ばすということでありますけれども、幾つかのさらなる取り組みを検討している点を踏まえますと、直ちに民間競争入札の導入を求めるべきかどうか判断が難しいことから、次期調達の結果を確認の上、来年度事業概要等を公表し、事業者から意見を募集するということにさせていただきたいという結論に至りました。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、2つ目の案件でございます。 to to くじ販売に関する広報宣伝業務でございます。これは日本スポーツ振興センターというところがやっていますけれども、1のヒアリングの内容というところであります。前回のヒアリングは3年ぐらい前にやっておりますが、そこでの指摘を踏まえた対応状況、それから次期調達に向けた資料の見直し等々について説明がございまして、それに関して委員から、下の5つぐらいの大きな意見が出されたところであります。

- (1) でありますけれども、経費が法令改正等により大幅に削減されたということでありますけれども、基本契約5年間で、このような想定外の変動・変更リスクを受注者に負わせていることに関してどう考えているのか。
- (2) として、企画提案事項に価格競争の要素を入れるということで、これは随意契約でありますけれども、配点のウエートを留意されたいということであります。
- それから(3)としまして、受注者からの提案を適切に判断できるような職員の育成自体をセンターが行うべきであるということでありまして、センターの対応としては、いろんな研修とかセミナーに参加してきたということであります。それから、組織として育成ビジョンを明確にすべきではないかという意見も出されました。
- (4) のところで、長期契約による緊張感の欠如、あるいは質の低下を防ぐ点から、毎年業務内容を評価すべきということでありますけれども、KPIの設定とか評価結果に対する第三者による取り組みのチェックとか、具体的に明示することが重要ではないか。
- 最後の(5)でありますけれども、メディアを用いた広報戦略は日進月歩であるということで、そもそも基本契約の期間をどの程度にするかということに関して検討する余地があるのではないか。特にtoto(に関する認知度というのは変化してくるはずなので、

下のところにありますが、広報宣伝の基本的な方針を発注者側が明確に示すことが大事ではないかという御意見が出されたところであります。

2、ヒアリングを受けた事業主体の対応というところでありますけれども、こういう意 見の中で仕様書等に反映可能なものは適宜反映の上、次期調達に臨むとともに、職員の育 成についても計画的に取り組むという回答がなされました。

3、最後、結論でありますけれども、このヒアリングの後に、委員から指摘事項を踏ま えた次期調達に係る資料が事業主体から提出され、事務局としても一定の対応がなされた と確認できたため、フォローアップを終了するということにさせていただきたいという結 論に達しました。以上であります。

○稲生委員長 ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容について、 御意見、御質問がございましたら御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。 どちらからでも結構でございます。よろしいでしょうか。

放送大学については、次期調達の結果を確認の上、事業者からの意見募集に入ります。 それから、totoくじのほうにつきましては、何回かこちらのほうではいろいろとヒ アリングをしてまいりましたが、今回でフォローアップを終了するという形になります。 よろしいでしょうか。

それでは、放送大学学園の業務並びにtotoくじ販売に関する広報宣伝業務につきましては、引き続き対応をお願いしたいと思います。

続きまして、議事次第4の第12回業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキンググループ審議結果についてです。審議結果につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○栗原参事官 御説明いたします。資料4-1をごらんになっていただきたいと思います。 業務フロー・コストの分析及び情報開示に関するワーキンググループ、梅木主査のもと で御審議をいただきましたので、結果を御報告いたします。

大きく分けると2つございまして、資料4-1の1ページ目が事例の公表についてということで、以下、2ページ目以降は個別の事業の御説明ということになります。

それでは、1ページ目でございます。これは、事例公表ということでございます。独立 行政法人改革等に関する基本方針には、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に示され た手法により分析を行って、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る旨が記載されて おります。独立行政法人に対して民間委託を含めた業務改善を促すというために、今回、 これら事例を収集して公表するものでございます。

平成27年9月、この監理委員会の決議を受けまして、自主的な業務改善の結果について 事例提出を独立行政法人に求めましたところ、39の法人から提出をいただきました。2月 20日のワーキンググループにおいて審議がなされました。その概要は以下のとおりでございます。

1でございますけれども、1つは既存の施設に関するコストについても考慮すべきでは

ないかとか、あるいは、記載の明瞭化、それから管理職の人件費がコスト計算に含まれているかなどの御質疑がございました。今後の対応といたしましては、本報告書につきまして、総務省のホームページにおいて公開をいたします。また、今後は優良事例の紹介についても検討していくということになります。

では、具体的にどんな事例集なのかということで、資料 4-2 をごらんになっていただきたいと思います。構成のみ御説明いたしますが、大きく3 つの章がございます。1 は「はじめに」ということで、事例公表の目的、それから分析の特徴と手順、人件費の分解要素などについて全体像を記しております。

5ページ目からこの分析の活用の方向性ということで記しておりますが、過去や現在だけでなくて将来の予測についてもこの分析を活用し得るということ。それから、業務全体を俯瞰するツールとしても使えると。また、業務の質の部分についても考慮していくことをあわせて行うことが必要といったことが記載されています。

8ページ目以降に、具体の事例の分析の結果というか、統計を含めて記しております。 先ほど、39法人から御提出をいただいたと申し上げましたが、9ページに斜めになった棒 グラフがございまして、6つの分析結果を抽出しております。簡素化、廃止・削減、適正 化、定型化、集約化、外注化といったことに活用ができるということになります。これら それぞれにつきまして、具体の事例を用いつつ記したのが10ページ以降になります。例え ば外注化の主な事例ということで10ページに記載をしております。以下、12ページは適正 化の主な事例といった形で記しております。このような構成で事例を整理しております。 個表もこれにつけますので、あわせてホームページで公表していくことにしております。 以上でございます。

続きまして、お戻りいただきまして、資料4-1の2ページ目以降を御説明いたします。 個別の業務フロー・コスト分析のヒアリングを3件実施しております。

1件目でございますが、理化学研究所のIDカード発行業務に関する分析のヒアリングということでございます。これは、IDカードの発行業務を、このシステムを導入する前に分析を行って、今後変更される事務を明確化する、また、システム化をすることによって減少していく業務量を把握するといったことができるというものでございます。審議の内容でございますが、どのような事務区分で削減が達成されるかといったこと、あるいは研修時間の観点、それからデータの同期、Q&Aの事前周知といったような観点から御審議をいただきました。こういった観点で分析を行いまして、今後の業務改善のさらなる検討が不要と判断されましたので、当審議はこれをもって終了するということの結論をいただいております。

続きまして、厚生労働省の労災診療費審査事務でございます。これは、神奈川の労働局と愛知の労働局、2つの労働局におきまして分析を行ったものです。労働局自体は47ございますが、この2つを抽出しております。具体的な内容といたしましては、紙でレセプトを行う方法と電子でレセプトを行う方法がございまして、電子レセプトが導入されて、そ

の結果をどのように分析できるかという観点で今後の業務改善について検討を行ったものでございます。御審議の結果、今後電子レセプトが普及していったとしても70%までという予測がございまして、それだとすると、さらに紙レセプトが残りますので、紙レセプトをOCRで読み込むなどの改善の余地はないかといった観点。さらに是正につながった件数や割合の算出はできないか。あるいは、実施にユーザーとなっておられる、作業される医師や処理をされる社員の意見と取り入れているかといった観点の御審議がございました。この点につきましても詳細な分析がなされましたので、当審議はこれをもって終了するという結論をいただいております。

3点目でございますが、4ページ目でございます。これは、駐留軍等労働者労務管理機構が行っております、労務管理と給与業務の分析に関するヒアリングでございます。これは、組織改編を行った横須賀支部と座間支部、それから組織改編を行っていない沖縄支部の3つの支部の分析を行って、組織改編の効果等を抽出して分析を行っているものでございます。御審議の結果でございますが、御意見といたしまして、コールセンターという問い合わせ部門がございますけれども、初歩的な質問とそうでないものを切り分けるということが効率につながるといったことや、沖縄支部のほうが組織改編を行っていないのですが、従事時間が少ないといったことや、沖縄支部のほうが組織改編を行っていないのですが、従事時間が少ないといった結果になっているのをどう評価するのか。これは、組織改編の直後でございますので、まだ効果が大きくあらわれていないといったこと、それから、EUCになれている職員の採用時の考慮といった観点から御審議がございました。これにつきましても、今後の対応といたしましては、分析を行った結果も勘案して、引き続き業務改善に努めていかれるということで、今後の審議は終了するということで結論をいただいております。以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容について、 御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう か。もし補足で御説明があれば、お願いします。

○梅木委員 はい。御説明ありがとうございます。1点、私のほうから補足といいますか、 コメントさせていただきます。

3ページにあります、厚生労働省の業務フロー・コスト分析のところなんですけれども、 紙レセプトと電子レセプトと併存している形で、もう少し業務の効率化、紙レセプトを減 らして電子化できないかというところを中心に、当日いろんな検討をしました。

結論としましては、やはり紙は残るので、今のままでということで審議は終了となっているんですけれども、そうは言いながらも、中長期的には今の業務フローについて効率化は図っていく必要があると、事務局と打ち合わせをした際に口頭で先方とお話ししておりまして、その点は先方も納得いただいております。その点だけ一言させていただきます。〇稲生委員長 ありがとうございます。3ページの最後のところ、下線もございますけれども、さらなる業務改善事項の検討はあるんだということを残しながら、当審議は終了という提案になっているわけでございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、業務フロー・コスト分析に関する事例公表資料につきましては、総務省公共 サービス改革推進室のホームページで公開することといたしまして、3つの分析につきま しては、業務改善事項の検討はそれなりにはされていると判断する。ただ、一部まだ検討 をお願いしたい事項、これは将来行っていただきたいということでございます。

これをもちまして、これらの報告並びに審議を終了することといたしたいと思います。 ありがとうございます。

続きまして、議事次第5の官民競争入札等監理委員会・あり方の検討に関するワーキンググループ最終報告についてでございます。では、事務局より概要の説明をお願いいたします。

○清水谷企画官 それでは、御説明いたします。市場化テストのあり方につきましては、 今年度10回にわたりまして委員の先生方に熱心に御検討いただいたところであります。

昨年12月の委員会におきまして、課題等の中間整理について報告させていただきましたけれども、その後、具体的な対応方針を議論いたしまして、今月2日のワーキンググループにおきまして最終報告として整理したところであります。

資料を全部お配りしますと非常に大部になりますので、お手元の資料 5-1 から 5-8 に当たるのがこのあり方の資料であります。資料 5-1 は報告書の本体でありますけれども、本日は時間も限られておりますので、資料 5-2、横長の紙になりますが、この概要版を使ってエッセンスを御説明させていただきたいと思います。中間報告の時に御説明しましたように、市場化テストの4つのプロセスごとに、左の緑の部分が現状と課題、それから右の青い部分が対応方針ということで整理をいたしております。

まず、一番上のところですけれども、意見募集等というプロセスで、これに関しましては、年間提案数が減少しているという課題を踏まえまして、事務局が能動的に複数の受託 事業者に直接ヒアリングを実施して、対話を重ねる取り組みを検討してまいるということ であります。

2つ目のボックスが事業選定であります。従来から契約状況や応札状況をもとにした選定をやっておりましたけれども、これに加えまして、官から民への趣旨を踏まえて、先ほど述べました意見募集における意見の内容、あるいは各種行政評価制度の資料等の活用も検討してまいるということであります。

3つ目のボックスが実施要項の審議であります。従来の審議に加えまして、公共サービスの質の維持向上、あるいは創意工夫の発揮のため、事業の目的・アウトカム、あるいは選定の経緯など、それらを十分踏まえた議論のあり方を整理するとともに、代替提案、性能発注、インセンティブの付与という、民間事業者の創意工夫を発揮し得るような環境についてこれから整理してまいるということであります。

また、包括化、複数年化など、本来競争性を向上させようと思ってやったものがかえって阻害している面も散見されることを踏まえまして、個々の事業の特性や地域性を踏まえて検討するため、先生方にこれまで議論していただいた論点等を整理しておるというとこ

ろであります。

4つ目、一番下のボックスが評価でありますけれども、実施要項の審議の際に議論した 点をフォローしまして、事業の目的・アウトカムを念頭に置いた議論がなされるよう審議 資料を再構成し、議論すべき点を明示するとともに、新プロセス・終了プロセスについて 見直しを行うと整理しております。

以上が報告書の概要でありますが、以下、資料の御説明をいたします。

次の資料 5-3 という 1 枚紙の横長のものでありますけれども、これは、これまでの10 年間の成果を整理したものですが、昨年12月と同じですので、今回は説明を省略させていただきます。

次の5-4、表裏の1枚紙でありますけれども、これまでの審議経過を簡単にまとめた ものであります。後でごらんいただきたいと思います。

資料5-5、こちらは横長になっておりますけれども、これは市場化テストの事例集ということであります。こちらは、前委員長の発案により、最近1年間の監理委員会における議論の動向をまとめたというものであります。恐縮でありますが、これも時間の都合で説明は省略させていただきます。

次の5-6、縦長のほうでありますけれども、官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方という資料であります。こちらは、実施要項案の審議に当たっての留意点を、文章とチェックポイントにしてまとめたものであります。1枚めくっていただきまして、1のところからチェックポイントがあります。ここの中にワーキンググループにおける委員の先生方の御意見を反映させていただいております。例えば、事業の目的・アウトカムを明示せよ、これは①のところでありますし、あるいは代替提案の導入を検討したかどうかは⑭の一番下の赤いところでありますけれども、こういう項目が追加されているということであります。

次に5-7でありますけれども、官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針とありますが、これは、資料6を文章化したものであります。今回大きく変えたものといいますのは、5-7の一番後ろのページを見ていただきたいと思いますが、今日、大部にわたりますので配付は差し控えさせていただいておりますが、実施要項の標準例ということをつくっております。この中に今回、大分増えておりますOA業務の実施要項の標準例もつけ加えたということであります。これらは実施要項の明示とか民間事業者の対話といった委員の先生方の御意見を標準例に反映させて、ワーキンググループで御了解していただいておるところであります。

次に資料5-8をごらんいただきたいと思いますが、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針ということであります。競争性等の課題に改善がなく、市場化テストの手続から排除する、いわば退学と呼ばれる手続の判断要素につきまして、2ページの上の赤字のところでありますけれども、この判断をするに当たり、どういう点を要素とするかということに関しまして、委員の先生方から御意見を賜りまして、これまでの例

から抽出して取りまとめたところであります。

具体的には、①先ほどのチェックポイントについて改善を試みたかどうか、②さらなる 改善が困難な事情をちゃんと分析したかどうか、③参加が期待される事業者にヒアリング をして対応を検討したか、④広報を実施したかという項目に関して、今までは明示してい なかったわけですけれども、これを明示したということであります。

それが終了プロセスでありますけれども、新プロセスに関しましてであります。次のページの3の、文章としては真ん中の赤字のところが変更になっている部分でありますけれども、その趣旨を申し上げますと、新プロセスの移行につきましては、軽微な業務の変更があったという理由だけで新プロセスに移行できなかった事例が実際あったということでありますので、成績が良好で、かつ業務の変更に関して評価審議の際にあわせて委員会の審議を得るということによりまして、新プロセスにも移行できると整理をしております。多少内容が変わっても、そこを了解していただければ移行することができるという内容であります。

最後に、参考資料というのが2つだけつけておりますので、簡単に御説明いたします。 まず、参考資料1、委員限りというところでありますけれども、これは昨年2月、3月の フリートーキングにおける先生方の御意見、あるいはワーキンググループにおける委員の 御意見を箇条書きにしたものであります。これを踏まえまして、できるだけ事務局として は報告書自体に反映しているというところであります。

参考資料 2、委員限り、これは実施要項の審議/評価審議資料ということでありますけれども、このフォーマットであります。こちらも、先ほどの御意見を踏まえまして、赤字で、例えばアウトカムを具体的に記載するとか、選定の経緯というのを書かれていますが、御意見をいただいたものを反映させているというところであります。

以上、簡単ではございますが、私からの御説明は以上であります。

○稲生委員長 ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容について、 御意見、御質問がございましたら御発言をお願いしたいと存じます。

まずは10回にわたる監理委員会・あり方検討に関するワーキンググループでございますけれども、主査の稲葉委員をはじめ、浅羽委員、井熊委員、石堂委員、それから専門委員の二方の委員の先生方におかれましては、大変御尽力いただきまして、どうもありがとうございました。ここで御礼を申し上げます。

稲葉さんのほうから、全般について何かコメントとか感想でも結構なんですが、ございましたら、いかがでございますでしょうか。

○稲葉委員 いや、特にあるわけじゃないんですけれども、私は途中から委員長を引き継いで、こういう形でまとまったことはほんとうによかったなと思っております。

事業主体のやっている事業の中身も日々刻々変わってきていますし、それを取り巻く世間の状況も変わっていますので、当然のことながら、我々委員会における審議のあり方というのもきちんと見直していかなきゃいけないなと思っております。ワーキンググループ

の委員の先生方の御議論のおかげで、こういう形でまとめることができましたので、今後、 委員会がこういったことなども念頭に置きながら議論が高度化していくといいなと思って おります。

○稲生委員長 ありがとうございます。既に今日の前半の議論でもありましたけれども、 そもそもの事業の性格とか歴史的な経緯とか、ここら辺までさかのぼって議論することも 必要なのかなと。そういう意味では、一層、分科会の重要性であるとか、あるいは独法と か機構自体がこちらのほうで審議いただきたいということで持ち込んだ案件についても、 より一層議論を注視して深めていかなければいけないなと個人的には思った次第でござい ます。

このほか、いかがでしょうか。皆様から御意見、御感想がありましたらと思いますが、いかがでございますでしょうか。いろいろ改定案という形で、来年度以降の小委員会等の運営等に生かしてまいりたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いしたいと思いますし、また、監理委員会でも活発な御議論をお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。お願いします。

○石堂委員 私もワーキングに参加した者なんですけれども、1者応札の状況とかが問題になる中で、市場化テストの政策というのは、官が発注するものを民が待望しているような感じであるんですけれども、実際は1者応札の現実を見ていくと、必ずしもそうではない。それが今回の報告の中でも、経済情勢の変化という言葉の中に込められている意味だろうと思うんです。そうすると、前提となっているもの自体が変わっていくということがあるんだなと思います。

今回報告の中でも、それに対する対策をいろいろとやるんだということになっているんですけれども、今度はそのことについての、いわば1つの前提があって、各省庁にそれを実行するマンパワーがあること、能力もあること、またそれを実施する時間があることというのが、前提とされているような気がするんですが、ここがほんとうは、ずっと定員削減で来ていて、仕事も忙しくてという中で、それが一番心配だなと私は思っています。

内閣官房のほうの各省庁の調達改善にも関わっているんですけれども、それも、ここ二、 三年の新しい仕事なんです。そうすると、新しい仕事をやるための人は居るんですかとい う話をしまして、私なんかは、今までやってきた仕事の中のどれかをやめないと新しい仕 事をやる余地はできないんじゃないですかということを言うんですが、そうすると、ある 省庁からは、「自分たちが今やっている仕事で無駄なものは1つもないから、調達改善のた めにどこか仕事をやめろなんて、そんなことはできない」という、非常に強い反発を受け たりします。だけど、これはある意味では「算数」の問題で、新しいことをやろうと思っ たら、どこか切らないとだめだということが、私は絶対にあると思うのです。その辺、各 省庁の対応を、今後、よく見守っていく必要があるのではないかと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。このほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。お願いします。

- ○川島委員 資料5-7については、また別に意見だとか議論する場はあるんですか。
- ○稲生委員長 事務局からいかがでしょうか。
- ○事務局 5-7の御意見……。
- ○川島委員 改定案。
- ○事務局 今回、この5-7につきましては、先ほど企画官の御説明にありましたとおり、もともと5-6のほうが表になっていますけれども、これは文章のほうで整理をさせていただいたというところであります。また、大部になりますのでつけていないんですが、標準例というサンプル、この実施要項に、表がありますけれども、具体的にこういった要素を盛り込んでくださいねというのがあるんですが。そうですね、厚いのをつけていませんでした。
- ○稲生委員長 要は、いろいろ意見が出て、新プロセスの運用だとか、今お話があったのは5-7の実施要項ですが、いろいろ分散して、いろいろ改定に盛り込まれたという理解でいいわけですね。
- ○事務局 そうです。そういうことになります。
- ○稲生委員長 ですから、実施要項に関する区分けだと、変な話、実施要項の標準例だけ を書いたのかとなってしまうわけですけれども、要するに、全般的にも見直しが、さまざ まの指針等に反映されていると御理解いただければと思います。

ほかに御質問等いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「官民競争入札等監理委員会・あり方の検討に関する報告」及び報告を踏まえて、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方(改訂案)」、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針(改訂案)」、それから「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針(改訂案)」を見直すことにつきまして、御了承をいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、御了承いただいたということで、ただいま御議論 いただきました点も踏まえまして、引き続き進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方がいらっしゃいましたら、御退席をお願いしたいと存じます。